

消費者契約法41条1項に基づく事前請求書

令和4年6月24日

〒150-8512

東京都渋谷区桜丘町26-1セルリアンタワー15階

株式会社グラングレス

代表取締役 宮口 誠一郎 殿

〒233-0002

横浜市港南区上大岡西1-6-1

ゆめおおおかオフィスタワー5階

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援かながわ

TEL045-349-9729/FAX045-349-9267

理事長 武井 共美



前略

当法人は、消費者の権利擁護を目的として、県内の消費者問題に取り組む諸団体、消費生活相談員、弁護士、司法書士らにより構成される、不特定多数の消費者の利益保護のために活動している消費者団体です。当法人は、平成30年8月3日、消費者契約法13条に基づく内閣総理大臣による適格消費者団体の認定を受けており、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求訴訟を提起しうる団体です。

この度、令和3年1月13日付「申入書」と題する文書でご指摘させて頂きましたとおり、貴社が運営する Rcaawaiiにおいて使用されている「Rcaawaii ご利用規約」には問題があると考えられる条項が認められます。

貴社からの令和3年2月15日付の回答において、一部につき訂正するとされたものの内容が不十分なものも散見されたため、令和3年8月4日付「ご連絡」において一部について再訂正をお願いしたところ、貴社からの連絡はありませんでした。

その後、催促をしましたがご回答がなく、また上記令和3年2月15日付の回答にて改訂するとのご連絡があったもの（争いがないもの）につきましても依然として訂正がなされておりません。

貴社が、本利用規約の使用を継続することは、消費者被害を断続的に生じさせるものと考えますので、当法人は貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本書面を送付いたします。これにより、本書面が到達したときから1週間を経過した後には、当法人は、貴社に対し、消費者契約法12条3項に基づく差止請求訴訟を提起することが可能となりますのでご留意ください。

草々

(訴えを提起する予定の裁判所)

横浜地方裁判所

第1 請求の要旨

当法人が貴社に対して求める事項は以下のとおりです。

- 1 貴社は、消費者との間で、貴社が提供するファッショニアイテムのレンタルサービス、販売サービス、オプションサービス、及びその他これらに付随する一切のサービス利用契約を締結するに際し、別紙利用規約目録記載の規約を含む契約の申込み又は承諾の意思表示を行わないようしてください。
- 2 貴社は、別紙利用規約目録記載の規約が記載された書面及び電子データを廃棄してください。
- 3 貴社は、その従業員らに対し、貴社が別紙利用規約目録記載の意思表示を行うための事務を行わないことを指示してください。

第2 紛争の要点

当法人は、下記のとおり別紙利用規約目録記載の規約は、消費者契約法8条若しくは同法10条に該当すると考えます。

1 別紙利用規約目録4条4項

上記規定は、民法5条2項が定める未成年者取消権を不当に制限するものです。この点で、上記規定は、民法の適用による場合に比して消費者の権利を制限し、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するため、消費者契約法10条に該当すると考えます。

2 別紙利用規約目録5条4項

上記規定は、貴社のデータ管理に問題があり、情報が流出して第三者が不正にID等を利用した場合など、貴社に債務不履行があつたり、貴社に不法行為責任が成立する場合も、貴社の損害賠償責任を免除するものであり、消費者契約法8条1項1号、及び3号に該当すると考えます。

3 別紙利用規約目録5条5項

上記規定は、利用者が無過失であるにもかかわらず、第三者が利用者のID等を用いて本件サービス契約を締結した場合にまで利用者に責任を負わせるものです。この点で、上記規定は、民法の適用による場合に比して消費者の義務を加重し、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するといえ、消費者契約法10条に該当すると考えます。

4 別紙利用規約目録13条4項ただし書き、及び5項ただし書き

上記各規定は、貴社の履行遅滞責任により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する内容であり、消費者契約法8条1項1号に該当すると考えます。

また、上記各規定は、民法415条等が定める債務者の履行遅滞責任を貴社に対してのみ片面的に適用除外とするものです。この点で、上記各規定は、民法の適用による場合に比して消費者の権利を制限し、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するといえ、消費者契約法10条に該当すると考えます。

5 別紙利用規約目録20条1項（3）

上記規定によると、消費者に未払い金等がある場合、消費者は、本件サービス契約から退会することができず、退会を希望したにもかかわらず、本件サービス契約を継続して利用する意思があるものとみなされ、翌月以降も利用料を継続して支払う必要があることになります。

しかし、民法上、賃貸借契約等の継続的契約において、退会（解約）するに際して、未払い金等の不存在は、要件になつていません。

したがって、上記規定は、民法の適用による場合に比して消費者の権利を制限し、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するといえ、消費者契約法10条に該当すると考えます。

6 別紙利用規約目録21条1項（12）

上記規定によりますと、後見等の開始により、貴社に解除権を付与することになり、消費者契約法8条の3に該当すると考えます

7 別紙利用規約目録30条1項

同条1項本文は、貴社の損害賠償責任を免除するものであり、消費者契約法8条1項1号及び3号に該当すると考えます。

また、1項なお書きは、貴社の損害賠償の範囲を制限する内容であり、消費者契約法8条1項2号及び4号に該当すると考えます。

8 別紙利用規約目録31条1項（13）（14）（15）

上記各規定のうち（13）（14）は、各不具合が貴社の帰責性に基づく場合も貴社の損害賠償責任を免除する内容となっており、消費者契約法8条1項1号及び3号に該当すると考えます。

また、上記規定（15）は、消費者の支払遅延等と無関係であるにもかかわらず、貴社の損害賠償責任を免除する内容となっており、消費者契約法8条1項1号及び3号に該当すると考えます。

第3 結語

以上のとおりであり、適格消費者団体である当法人は、貴社に対し、消費者契約法12条の規定に基づき、請求の要旨記載のとおり請求いたします。

以上

別紙「利用規約目録」

1. 4条4項

未成年者が会員登録を完了した時点、または本サービスの月額会員に申込した時点で、本サービスの利用及び本規約の内容について、法定代理人の同意があったものとみなします。

2. 5条4項

利用者によるID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者による不正使用等により契約者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとする。

3. 5条5項

第三者が利用者のID及びパスワードを用いて本サービスを利用した場合であっても、当社は、契約者による利用とみなすことができるものとし、利用者はかかる利用についての利用料金等の支払その他一切の債務を負担するものとする。

4. 13条4項ただし書き

ただし、混雑状況や在庫状況によって本期限より遅れる場合があることを契約者は予め承諾することとする。

5. 13条5項ただし書き

ただし、混雑状況や在庫状況によって本期限より遅れる場合があることを契約者は予め承諾することとする。

6. 20条1項（3）

契約者は以下の各号に定める全ての条件に該当する場合、本サービスを退会することができる。

（3）当社へ対し未払いの支払い、または賠償金や弁償金等がないこと

7. 21条1項（12）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者への事前の通知又は催告なしに、本サービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとする。

（12）後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた場合

8. 30条1項

利用者が本サービスに関連して損害を被った場合であっても、当社は当該損害を賠償する責任を負わないものとする。なお、法令の適用その他の理由により、当社の損害賠償責任を免責する規定にかかわらず当社が利用者に対して損害賠償責任を負う場合においても、当社が利用者に対して負う損害賠償の範囲は、当社の責に帰すべき事由により利用者に現実に発生した直接かつ具体的な通常の損害に限定され、かつ、損害賠償の額は当社が利用者から本サービスの対価として受領した一ヶ月分の利用料金の最大金額を超えないものとする。

9. 31条1項（13）（14）（15）

当社が利用者に対して負う責任は、前条に定める範囲に限られるものとし、当社は、

以下の事由により利用者に発生した損害については、一切の責任を負わないものとする。

- (13) メールの遅延や不具合に起因する場合
- (14) 金額や日付に関する問題や不具合に起因する場合
- (15) 支払遅延その他本サービスの利用料金等の未払い中の使用について生じた場合

以上